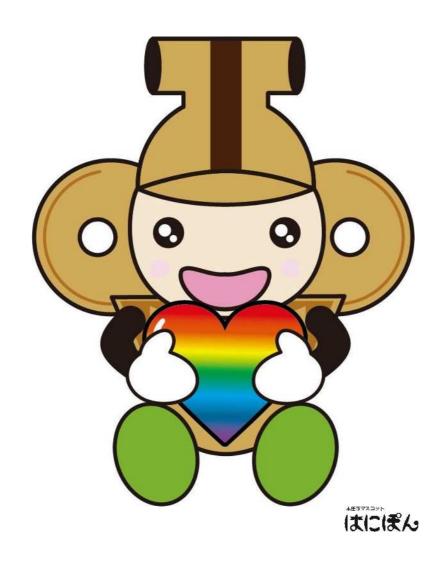
本庄市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



本庄市

目 次

1.	パートナーシップ宣誓制度について	1
2.	パートナーシップ宣誓制度を利用できる方	1
3.	パートナーシップ宣誓の流れ	3
4.	宣誓の際に必要なもの	4
5.	交付書類	5
6.	パートナーシップ宣誓後について	8
7.	自治体間連携について	.9
8.	Q&A1	1
【参考】本庄市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱		

1. パートナーシップ宣誓制度とは

本庄市は、市民一人ひとりの人権が尊重され、性別、国籍や障害の有無に関係なく、全ての市民の個性と能力が発揮され、ともにいきいきと暮らすことのできる豊かなまちづくりを目指しています。

この理念に基づき、令和3年4月より本庄市パートナーシップ宣誓制度を 開始します。

パートナーシップ制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係にあることを市長が確認し、公に証明するものです。

法律上の効果が生じるものではありませんが、性的マイノリティの方々の不安や生きづらさなどが解消され、差別や偏見なく、ともにいきいきと暮らすことのできる豊かなまちになることが期待されます。

2. パートナーシップ宣誓制度を利用できる方

パートナーシップ宣誓制度を利用できる方は、双方又は一方が性的マイノ リティであり、以下のすべての項目に該当する方です。

- (1) 成年であること。(満18歳以上の方)
- (2)住所については、次のいずれかに該当すること。(同居を要件としない。)
 - ・ 双方が本庄市内に住所を有している。
 - 一方が本庄市内に住所を有し、他方が本庄市内への転入を予定している。
 - ・双方が本庄市内へ転入を予定している。
- (3) 配偶者がいないこと。(事実婚も含む。)
- (4) 宣誓をしようとする相手以外にパートナーシップの関係にある者がい ないこと。
- (5) 双方が民法に規定されている近親者でないこと。ただし、宣誓希望者 が養子縁組をしている場合を除きます。

(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にないこと。)

【直系血族】 祖父母、父母、子、孫等

【三親等内の傍系血族】 兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪

【直系姻族】 子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

三親等内の親族図 は血族 は姻族 直 傍 系 系 曾祖父母 曾祖父母 祖父母 祖父母 おじ・おば 父母 父母 本人 兄弟·姉妹 配偶者 おい・めい 子 配偶者 孫 配偶者 ひ孫 配偶者

3. パートナーシップ宣誓の流れ

(1)宣誓日時をご予約ください。

要件に該当し、宣誓をご希望される場合、市民活動推進課に、電話、メール、FAX等で宣誓にお越しいただく日時の事前予約をお願いします。

- ・宣誓できる日は、祝祭日・年末年始を除く月曜から金曜 午前8時30分から午後5時15分までです。
- 宣誓日時、必要書類の確認をします。
- ・宣誓希望日の1週間前までにご予約ください。

※宣誓日時がご希望に添えない場合があります。

【予約及び問い合わせ先】

本庄市 市民生活部 市民活動推進課

電 話:0495-25-1118(直通)

FAX:0495-25-0602 メール:katudou@city.honjo.lg.jp



(2) 宣誓日当日までに必要書類を揃えてください。

- 宣誓に必要な書類は、4ページをご確認ください
- ・必要書類の取得に係る費用はご自身の負担となります。



(3) 予約した日時にお二人で指定の場所へお越しください。

- 必要書類をご持参ください。
- 本人確認及び必要書類の確認を行います。
- 「パートナーシップ宣誓書」、「パートナーシップ宣誓に関する確認書」を市職員の面前でご署名いただきます。



(4) 宣誓証明書及び宣誓証明カードの交付。

・提出いただいた書類を確認し、要件を満たしている場合、パート ナーシップ宣誓証明書等を後日、郵送または窓口で交付します。

※市内への転入予定の場合は、転入後の住民票の写し等を提出していただいた 後、宣誓証明等の交付となります。

4. 宣誓の際に必要なもの

(1) 本庄市パートナーシップ宣誓書

(2) 本庄市パートナーシップ宣誓に係る確認書

(1)、(2)については当日、市民活動推進課で用意します。

(3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・宣誓日以前3ヶ月以内に交付された「住民票の写し」又は「住民票 記載事項証明書」をお一人1通ずつお持ちください。(お二人が同 一世帯の場合は、二人分の情報が記載されたものを1通で可。)
- 本籍、世帯主の氏名、世帯主との続柄、住民票コード及び個人番号 (マイナンバー)の記載は必要ありません。
- ・ 転入予定の方は、転入予定であることを確認できる書類 (「転出証明書」、「賃貸借契約書の写し」等) をお持ちください。

(4) 独身であることを証明する書類

- 宣誓日以前3ヶ月以内に交付された、「戸籍抄本」又は「独身証明書」をお一人1通お持ちください。
- 外国人の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻具備証明書(宣誓日以前3ヶ月以内に発行されたもの)等に、日本語訳を添えてお持ちください。

(5) 本人確認書類

- •【1点の提示が必要となるもの】 個人番号カード・運転免許証等の官公署が発行した顔写真付き証明書等。
- •【2点の提示が必要となるもの】 健康保険証・年金手帳等の本人が確認できる証明書等。

【通称名の使用について】

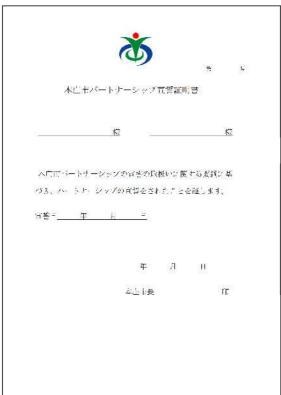
通称の使用を希望する場合は、社員証や通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類をお持ちください。

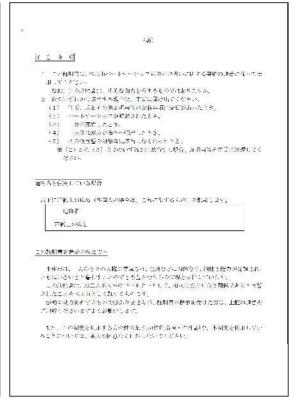
※書類に不備や不足がある場合には、宣誓日を延期させていただくこともあります。

5. 交付書類

パートナーシップ宣誓証明書

(表)





(裏)

パートナーシップ宣誓証明カード

(表面) (裏面)



宣誓証明書(表)は4種類・宣誓証明カード(表)は3種類のデザインからお好きなものをお選びいただけます。

6. パートナーシップ宣誓後について

(1) パートナーシップ宣誓証明書等の再交付

証明書等の紛失や毀損などの事情により再交付を希望される場合 には、再交付を行います。

「本庄市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書」を提出して ください。

(2) パートナーシップ宣誓証明書等の記載事項の変更

宣誓事項(住所・氏名等)の変更があった場合は、変更事項が確認できる書類を添付し「本庄市パートナーシップ宣誓証明等記載事項変更届」を提出してください。

(3) パートナーシップ宣誓証明書等の返還

パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、一方又は双方が市外へ転出をした場合は、「本庄市パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出するとともに、宣誓証明書等を返還してください。

(本庄市と自治体間連携協定を締結している自治体へ転出し、宣誓継続申告を行う場合を除く。)



7. 自治体間連携について

本庄市と連携協定を締結している自治体間において転出・転入し、引き続きパートナーシップ宣誓制度を利用する場合、手続きが一部簡素化されます。

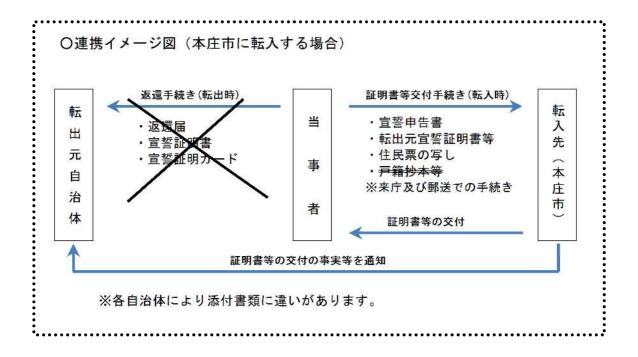
※本市と協定を締結している自治体 美里町・神川町・上里町(令和4年4月1日より)

(1) 本庄市から転出する場合

- ・本庄市から連携協定を締結している自治体へ転出する場合、本庄市へのパートナーシップ宣誓証明書等の返還は必要ありません。
- 転出先の自治体における証明書等の交付の手続きは、各自治体のホームページ等をご確認ください。

(2) 本庄市に転入する場合

- 連携協定を締結している自治体から本庄市へ転入する場合、簡易な手続きにより本庄市のパートナーシップ宣誓証明書等を交付します。
- 証明書等の交付の手続きは、来庁または郵送で行うことができます。



〈来庁する場合〉

- ①継続申告する日時をご予約ください。
- ②予約した日時に、継続申告に必要な書類を持って、お越しください。 お一人でも手続きは可能ですが、継続申告に必要な書類はお二人分ご提出ください。
- ③本庄市の宣誓証明書等を交付します。 提出いただいた書類の不備等がなければ、後日、宣誓証明書等を郵送または窓口にて交付します。

〈郵送する場合〉

- ①事前に電話、メール、FAX 等で市民活動推進課までご連絡いただき、 継続申告に必要な書類を郵送してください。
- ②提出いただいた書類の不備等がなければ、本庄市の宣誓証明書等を 返送します。

【郵送先】

〒367-8501

本庄市本庄3丁目5番3号

本庄市役所 市民活動推進課 人権推進・多文化共生係 宛

(3) 継続申告に必要なもの

- ・本庄市パートナーシップ宣誓継続申告書
- 本庄市パートナーシップ宣誓継続申告に関する確認書
- 連携協定をしている自治体から交付された宣誓証明書等
- ・住民票の写し

7. Q&A

Q1. パートナーシップ宣誓制度は結婚とどう違うのですか?

結婚は、民法に基づく制度であり、相続権や税金の控除、親族の扶養義務など様々な法律上の権利や義務が発生します。

一方、本庄市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱(市の内部規定) に基づき実施するものであり、法律上の権利や義務が発生するもので はありません。

Q2, 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか?

この制度の導入により、性的マイノリティ当事者に対する社会的理解が進み、当事者の方の不安や生きづらさなどが軽減され、性的指向や性自認に対する差別や偏見が解消されることを期待しています。

Q3. 宣誓は、同性カップルしかできませんか?

同性カップルに限らず、一方又は双方が性的マイノリティの方であれば、宣誓することができます。

Q4. 事実婚のカップルは宣誓できますか?

事実婚については、これまでも、法律上、その存在が明文化されており、婚姻関係にあるものと同様に取り扱われる事例もあることから、 事実婚のカップルについては、宣誓できません。

本制度は性的マイノリティの方々の支援の一環として、生活上での不安や生きづらさなどを軽減するため実施するものです。

Q5. 同居していないと宣誓できませんか?

必ずしも同居している必要はありません。

ただし、お互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互 に協力し合うことを約した関係であることが必要です。

Q6. 外国籍でも宣誓はできますか?

外国籍の方も、市民である、または市内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館または領事館が発行する「婚姻要件具備証明書」(宣誓日以前3ヶ月以内に発行されたもの)など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えて提出してください。

Q7, 養子縁組をしていると宣誓できませんか?

様々な事情により養子縁組をされていることを考慮し、養子と養親の関係にある場合でも宣誓ができます。

Q8, パートナーシップ宣誓に費用はかかりますか?

宣誓や宣誓証明書等の費用はかかりません。

ただし、宣誓に必要な住民票や戸籍抄本などの交付手数料はご自身の負担となります。

Q9. 代理人や郵送で宣誓できますか?

本人確認とお二人の意思確認のうえ、職員の立合いの下、宣誓書に署名いただくため、代理人や郵送での宣誓はできません。

ただし、自ら記入ができないと市長が認めるときは、代筆が可能です。

Q10. 通称名を使用できますか?

性別違和など市長が特に認める場合には、使用することができます。通称名の使用を希望する場合、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類(社員証、通称名で届いた郵便物など)を宣誓時にお持ちください。

通称名を使用した場合は、宣誓証明書と宣誓証明カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q11, 宣誓証明書は、即日交付されますか?

即日交付ではありません。必要事項の確認や証明書等の作成のため 宣誓後、一週間程度の期間後、郵送または窓口で交付します。

Q12. 市外に転出する場合、どうすればよいですか?

一方又は双方が市外に転出する場合には、宣誓の要件を満たさない ことになるため、宣誓証明書等を添えて、返還届を提出していただき ます。

また、パートナーシップを解消した場合にも、同様の手続きが必要 となります。

なお、P9 の自治体間連携に関する協定を締結している自治体へお 二人とも転出する場合は、本庄市への返還届は不要となります。

本庄市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりの人権が尊重され、性別などに関係なく、個性と能力が発揮され、ともにいきいきと暮らすことのできる豊かなまちの実現のため、パートナーシップ宣誓に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、双方又はいずれか一方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。
 - (2) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者)

- 第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 成年であること。
 - (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が市内への転入を予定していること。
 - (3) 双方に配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)及び現にパートナーシップの関係がある者がいないこと。
 - (4) 宣誓をする者同士が民法(明治29年法律第89号)第734条及び 第735条の規定により婚姻することができないとされている者同士でない こと。ただし、宣誓を希望する者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

- 第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の面前において本庄市パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)及び本庄市パートナーシップ宣誓に関する確認書(様式第2号。以下「確認書」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、これを他の者に代筆させることができる。
 - (1) 住民票の写し(市内への転入を予定している場合にあっては、その事

実が確認できる書類)

- (2) 戸籍抄本、独身証明書その他独身であることが確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認する ため、次のいずれかの書類の提示を求めるものとする。
 - (1) 個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証、 許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類 (通称の使用)
- 第5条 宣誓をしようとする者は、前条第1項の規定により宣誓書及び確認書を 提出しようとする場合において、市長が特に必要があると認めるときは、戸籍 上の氏名と併せて、通称名(氏名以外の呼称であって、社会生活上通用してい るものをいう。)を使用することができる。

(証明書等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がされた場合において、当該宣誓をした者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、本庄市パートナーシップ宣誓証明書(様式第3号。以下「証明書」という。)及び本庄市パートナーシップ宣誓証明カード(様式第4号。以下「証明カード」という。)を交付するものとする。

(証明書等の再交付)

- 第7条 前条の規定により証明書等の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。) は、紛失、毀損等の事情により証明書及び証明カードの再交付を希望するとき は、市長に対し、本庄市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書(様式第 5号。以下「再交付申請書」という。)を提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、証明書及び 証明カードを再交付するものとする。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、パートナーシップ宣誓書に記載した事項に変更があった場合 (次条各号に掲げる場合を除く。)は、本庄市パートナーシップ宣誓証明書等記 載事項変更届(様式第6号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に届け出 なければならない。

(証明書等の返還)

- 第9条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、本庄市パートナーシップ宣誓証明書等返還届(様式第7号)を市長に提出し、証明書及び証明カードを返還しなければならない。
 - (1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消された場合

- (2) 宣誓者の一方が死亡した場合
- (3) 宣誓者の双方又は一方が市外に転出した場合
- (4) その他宣誓の対象者に該当しなくなった場合

(宣誓継続申告等)

- 第10条 本市に転入した者がパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定(以下「協定」という。)を締結した自治体(以下「締結自治体」という。)からパートナーシップ宣誓証明書等(以下「締結自治体証明書等」という。)の交付を受けている場合において、本市転入後も引き続きパートナーシップを継続するときは、証明書及び証明カードの交付を受けることができる。
- 2 前項の規定による交付を受けようとする者(以下「転入宣誓者」という。) は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 本庄市パートナーシップ宣誓継続申告書(様式第8号)
 - (2) 本庄市パートナーシップ宣誓継続申告に関する確認書(様式第9号)
 - (3) 締結自治体証明書等
 - (4) 第4条第1項第1号に掲げる書類
- 3 市長は、転入宣誓者から前項の規定による書類の提出があった場合において、 当該転入宣誓者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当 該転入宣誓者に対し、証明書及び証明カードを交付するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により、転入宣誓者に証明書及び証明カードを交付した ときは、転出元締結自治体に対し、本庄市パートナーシップ宣誓継続申告に係 る通知書(様式第10号)に第2項に掲げる書類の写しを添えて、証明書及び 証明カードの交付の事実を通知するものとする。
- 5 前項の規定による締結自治体間における情報の提供については、転入宣誓者 の同意がなければ行うことができない。
- 6 前3条の規定は、転入宣誓者について準用する。
- 7 本市から締結自治体に転出した宣誓者が協定に基づく手続を行い、転入先締結自治体から通知があった場合は、前条の届出を省略することができる。 (市の施策へ配慮)
- 第11条 市長は、施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップの関係にある者のプライバシーに十分配慮するものとする。 (周知啓発)
- 第12条 市は、パートナーシップの宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めるものとする。 (その他)
- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。 附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

本庄市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き

令和3年4月発行(第1版) 令和4年4月改訂(第2版)

~お問い合わせ・ご相談は~ 本庄市 市民生活部 市民活動推進課 電 話 0495-25-1118(直通) FAX 0495-22-0602